

※この法令は廃止されています。  
平成二十九年個人情報保護委員会規則第一号

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十条第八項、第四十四条の四、第四十四条の五、第四十四条の七、第四十四条の九、第四十四条の十、第四十四条の十一、第四十四条の十二及び第四十四条の十五の規定並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十五条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 第二条第八項の個人情報保護委員会規則で定める情報は、同項で規定する個人情報に関する情報の全部又は一部を含む個人情報（同項で規定する個人情報という。）とする。

第三条 法第四十四条の四の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

第四条 法第四十四条の五第一項の提案は、別記様式第一により行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第一に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 法第四十四条の五第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関非識別加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4 法第四十四条の五第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの

三 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類

四 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長が必要と認める書類

5 前項の規定は、代理人によって第四条第一項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6 法第四十四条の五第三項第一号の書面は、別記様式第二（法第四十四条の十二第二項で準用する場合を含む。）によるものとする。

7 行政機関の長は、法第四十四条の五第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（心身の故障により行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者）

第四条の二 法第四十四条の六第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の人数）

第五条 法第四十四条の七第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。

（提案に係る行政機関非識別加工情報の事業の用に供する期間）

第六条 法第四十四条の七第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第四十四条の五第二項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

（提案に係る必要な期間と審査の基準）

第七条 法第四十四条の七第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長が提案に係る行政機関非識別加工情報を作成する場合に当該行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

（審査した結果の通知方法及び通知事項）

第八条 法第四十四条の七第二項による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第三の通知書により行うものとする。

一 別記様式第四（法第四十四条の十二第二項で準用する場合を含む。）により作成した法第四十四条の九の規定による行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二 前号の契約の締結に関する書類

2 法第四十四条の七第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 納付すべき手数料の額

二 手数料の納付方法

三 手数料の納付期限

四 行政機関非識別加工情報の提供の方法

3 法第四十四条の七第三項による通知は、別記様式第五の通知書により行うものとする。

（手数料の納付の方法）

第九条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十

五条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第四とする。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次の各号に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次の各号に掲げる方法を指定することができる。

一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼つて納付する方法

二 令第二十五条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

（行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

第十条 法第四十四条の九の規定による行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結は、第八条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

（行政機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準）

第十一条 法第四十四条の十第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人

情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。

四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルとを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること

（行政機関非識別加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第十二条 法第四十四条の十一第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関非識別加工情報の本人の数及び行政機関非識別加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第十三条 第四条（同条第六項を除く。）、第四条の二、第六条、第八条（同条第一項第一号を除く。）、から第十号までの規定は、法第四十四条の十二第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第六」と、第八条第一項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第七」と、第八条第三項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第八」と読み替えるものとする。

（行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準）

第十四条 法第四十四条の十五第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
- 二 行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
- 三 行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

附則

この規則は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

附則（令和元年七月一日個人情報保護委員会規則第二号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一〇日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附則（令和元年二月一三日個人情報保護委員会規則第五号）

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年二月九日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一（第4条第1項関係）

別記様式第一（第4条第1項関係）

行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する概要

行政機関の別記様式

第 1 項

第 1 項

第 2 項

第 3 項

第 4 項

第 5 項

第 6 項

第 7 項

第 8 項

第 9 項

第 10 項

第 11 項

第 12 項

第 13 項

第 14 項

第 15 項

第 16 項

第 17 項

第 18 項

第 19 項

第 20 項

第 21 項

第 22 項

第 23 項

第 24 項

第 25 項

第 26 項

第 27 項

第 28 項

第 29 項

第 30 項

第 31 項

第 32 項

第 33 項

第 34 項

第 35 項

第 36 項

第 37 項

第 38 項

第 39 項

第 40 項

第 41 項

第 42 項

第 43 項

第 44 項

第 45 項

第 46 項

第 47 項

第 48 項

第 49 項

第 50 項

第 51 項

第 52 項

第 53 項

第 54 項

第 55 項

第 56 項

第 57 項

第 58 項

第 59 項

第 60 項

第 61 項

第 62 項

第 63 項

第 64 項

第 65 項

第 66 項

第 67 項

第 68 項

第 69 項

第 70 項

第 71 項

第 72 項

第 73 項

第 74 項

第 75 項

第 76 項

第 77 項

第 78 項

第 79 項

第 80 項

第 81 項

第 82 項

第 83 項

第 84 項

第 85 項

第 86 項

第 87 項

第 88 項

第 89 項

第 90 項

第 91 項

第 92 項

第 93 項

第 94 項

第 95 項

第 96 項

第 97 項

第 98 項

第 99 項

第 100 項

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第44条第5項の規定により、以下のとおり行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する概要をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関非識別加工情報の本人の氏名
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関非識別加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法

（3）利用に供する事業の内容

（4）上記（3）の事業の開始しようとする期間

5. 本人の目的とする行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関非識別加工情報の提供の方法

（1）提供媒体  CD-ROM  DVD-ROM

（2）提供方法  窓口受取  郵送

記載事項

1. 「個人情報ファイルの名称」には、「電子情報処理装置」(e-File)において公表されている個人情報ファイル簿（行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第44条第5項第1項の規定に基づき「個人情報ファイル」から派生した個人情報ファイル）の名称を記載すること。
2. 「行政機関非識別加工情報の本人の氏名」には、公表する個人情報の開示を目的とする行政機関非識別加工情報の提供を受ける本人の氏名（「開示する」）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関において取得した情報に加工の目的を特定するに足りる事項を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に記載されている「記録項目」のうち行政機関非識別加工情報として提供を希望する記録項目及び当該記録項目ごとの提供の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「郵便番号のみ」を指定）を記載すること。
4. 「行政機関非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「利用」は行政機関の内部に於て行う場合、又は、事業の目的、内容及び行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法が明確な期間を記載すること。
5. 「本人の目的とする行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン（「個人データ取扱ガイドライン」）を参照すること。
6. 「行政機関非識別加工情報の提供の方法」には、提供手段のCD-ROMまたは「e」マークを記入すること。
7. 頁数の大きさは、日本標準規格A4とする。

別記様式第二（第4条第6項関係）

別記様式第二（第4条第6項関係）

年 月 日

（行政機関の長） 宛

（ふりがな）  
氏 名（法人その他の団体の 경우에는、事務及び代表者の氏名を記載すること。）

第44条の5第3項  
第44条の12第2項において規定する  
第44条の5第3項  
の規定による報告する者（及びその役員）が、同法第44条の6第1項第1号に定める旨  
の報告をいたします。

記載事項

1. 重要な文字は、強調すること。
2. 右様式は、監査院、銀行法、農林漁業行政法、監査院、農林漁業行政法又はこれらに  
関するものを含む。
3. 同様の大きさとは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第三（第8条第1項関係）

別記様式第三（第8条第1項関係）

年 月 日

事 務 報 告 書

（報告者） 氏 名

行政機関の長 宛

年 月 日付に行政機関事務報告書提出申請をその用紙として行う事案に関する  
事務報告書）について、行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律第44条の7第1項  
各号に掲げる事項に適合するものとして、同法第44条の規定により、以下の事項を通知し  
ます。

1. 報告の経緯  
（行政機関の長）との間で行政機関事務報告書提出申請に関する契約を締結すること  
がなされました。  
行政機関事務報告書提出申請の締結に関する契約の締結を申し込む場合は、下記に、下記  
に添付する資料を添付の上、行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律第44条の2の  
規定による行政機関事務報告書提出申請の用紙に添付する行政機関事務報告書提出申請の  
報告を 年 月 日（必要）まで提出してください。
2. 添付資料  
(1) 添付する添付資料の種類  
(2) 添付資料の提出方法  
(3) 添付資料の提出時期
3. 行政機関事務報告書提出申請の提供の方法
4. その他

注 同様の大きさとは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第四（第8条第1項第1号関係）

別記様式第四（第8条第1項第1号関係）

行政機関事務報告書提出申請に関する契約の締結の申込書  
（第一号）

年 月 日

（行政機関の長） 宛

届 出 者  
（ふりがな）  
住所又は居所（法人その他の団体の 경우에는、本居又は  
主たる事務所の所在地を記載すること。）  
（ふりがな）  
氏 名（法人その他の団体の 경우에는、事務及  
び代表者の氏名を記載すること。）

通 信 先（連絡のとれる電話番号及び電子メールア  
ドレスを記載すること。電話番号等がある  
場合は、当該電話番号及びメールアドレスを記載  
すること。）

年 月 日付に届 出 者の「事務報告書通知」を受領しましたので、  
行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律 第44条の7  
の規定による行政機関事務報告書提出申請に関する契約の締結を申し込みます。

記載事項

1. 重要な文字は、強調すること。
2. 行政機関事務報告書提出申請の締結に関する契約は、行政機関の保有する個人情報の  
保護に関する法律第44条の2の規定による行政機関事務報告書提出申請の用紙に添付する  
別記様式第三（第8条第1項関係）に定める事項に基づいて締結すること。
3. 同様の大きさとは、日本標準規格A4とすること。

（第二号）

届 出 者 氏 名 付 付 書  
（捺印してはならない。）

別記様式第五（第8条第3項関係）

別記様式第五（第8条第3項関係）

第 号  
年 月 日

警 告 届 送 知 書

（送達先） 様

行政機関の長 向

年 月 日付「行政機関申請加工登録をその用に供して行う事業に関する規程」について、以下の理由により、行政機関の保有する個人情報に該当する法律第44条の7第1項第1号の規定に適合しない認めらるるため、同条第3項の規定により通知します。

（送達先行政機関の保有する個人情報に保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる規定に適合しないこと認めらるる理由）

記載事項

1. 「送達先行政機関の保有する個人情報に保護に関する法律第44条の7第1項第3号（漏れ）に該当しないこと認めらるる理由」は、適合しない認めらるる理由を記載するものとして記載すること。
2. 用語の大きさは、日本縦書き横4とすること。

別記様式第六（第13条において読み替えて準用する第4条第1項関係）

別記様式第六（第13条において読み替えて準用する第4条第1項関係）

作成された行政機関申請加工登録をその用に供して行う事業に関する規程書

第 号  
年 月 日

（行政機関の長） 様

第 号  
（以下略）

住所又は居所（法人その他の団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）  
（以下略）

氏 名（法人その他の団体の場合は、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

通 信 先（通信のつとめる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。当該事業がある場合は、当該事業の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

行政機関の保有する個人情報に保護に関する法律 第44条の12第1項前段 の規定により、以下のとおり作成された行政機関申請加工登録をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する規程をします。

1. 規程に添付行政機関申請加工登録を物受するに足る事項
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記（1）の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関申請加工登録の適切な管理のために課する措置
4. 行政機関申請加工登録の提供の方法
  - (1) 提供場所  窓口  郵送
  - (2) 提供時間  常時  限定

記載事項

1. 不要な文字は、削除すること。
2. 「規程に添付行政機関申請加工登録を物受するに足る事項」には、行政機関の保有する個人情報に保護に関する法律（以下「法」といふ。）第44条の11の規定により個人情報ファイル等に記載された行政機関申請加工登録の概要を記載すること。
3. 「行政機関申請加工登録の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、目的達成のための行政機関申請加工登録の利用目的及び方法から必要となる期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関申請加工登録の適切な管理のために課する措置」には、「個人情報に保護に関する法律」第44条の12第1項前段（「適当な措置」）を踏まえ記載すること。
5. 「行政機関申請加工登録の提供の方法」には、提供する〇〇のウェブサイトに「ホームページがあること」(提供)の欄には日本縦書き横4とすること。
6. 用語の大きさは、日本縦書き横4とすること。

別記様式第七（第13条において読み替えて準用する第8条第1項関係）

別記様式第七（第13条において読み替えて準用する第8条第1項関係）

第 号  
年 月 日

警 告 届 送 知 書

（送達先） 様

行政機関の長 向

年 月 日付「作成された行政機関申請加工登録をその用に供して行う事業に関する規程」について、行政機関の保有する個人情報に保護に関する法律第44条の規定に適合しない認めらるるため、同条第3項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 規程の届出
 

（行政機関の長）との間で行政機関申請加工登録の利用に関する規程を締結することになります。

行政機関申請加工登録の利用に関する規程の締結を申し込めば、下記2.に定めた手数料を納付の上、行政機関の保有する個人情報に保護に関する法律第44条の規定による行政機関申請加工登録の提供に関する規程を本通知に添付した規程書と年 月 日（名称）まで提出してください。
2. 手数料
  - (1) 納付すべき手数料の額
  - (2) 手数料の納付方法
  - (3) 手数料の納付期間
3. 行政機関申請加工登録の提供の方法
4. その他

注 用語の大きさは、日本縦書き横4とすること。

別記様式第八(第13条において読み替えて準用する第8条第3項関係)

別記様式第八(第13条において読み替えて準用する第8条第3項関係)

第 号

年 月 日

審 査 部 長 送 達 書

(受取者) 様

行政機関の長 様

年 月 日付付「作成された行政機関申請追加記録をその属に於いて行う事案に関する関係書」について、以下の欄に基づき、行政機関の長が保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の2第1項第1号の基準に適合しないと認めらるるので、同条第3項の規定により通知します。

(複製が行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の2第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しない)と認めらるる旨)

取組事項

- 1. 複製が行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の2第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しない旨の旨の通知は、適合しない旨の旨の通知が基準及びその複製内容等である旨が具体的に記載すること。
- 2. 複製の大きさは、日本縦書きA4とすること。